



平成 25 年 12 月 10 日  
国際平和協力本部事務局

シリア難民に係る物資協力の実施について

標記については、12月10日（火）の閣議において決定されたところ、概要は別紙のとおり。

本件問い合わせ先：

内閣府国際平和協力本部事務局

参事官 小林 真一郎

参事官補佐 清水 一郎

電話：3581-7343（直通）

平成 25 年 12 月  
内 閣 府  
外 務 省

## シリア難民に係る物資協力の実施（イラク及びトルコ向け）について

### 1. 背景

2011年3月以降、シリア各地で反政府デモが発生し、政府と複数の反政府勢力との間で暴力的衝突に発展し、多数の死傷者が出ている。衝突の長期化に伴い、シリア国内からイラク、トルコ、レバノン、ヨルダン等のシリア周辺国に流入する難民が増加しており、これまでに210万人を超えた。

このような状況の中、国際移住機関（IOM）は、イラク、トルコ等のシリア周辺国において、急増するシリア難民に対し、基礎的な救援物資の配布を行う等の人道的な国際救援活動を行っているものの、物資が不足している。

### 2. 物資協力の概要

IOMからの要請を受け、国際平和協力法に基づき、イラク及びトルコにおいてシリア難民に対して行われているIOMの活動に協力するため、以下の物資を無償で譲渡し、輸送に必要な役務を予算の範囲内において無償で提供する。これらは、特に、これから訪れる厳冬期に備えて使用される予定。

・テント（4×4m）	800 張（イラク）
・給水容器（10L）	10,000 個（イラク）
・毛布	10,000 枚（トルコ）
・スリーピングマット	10,000 枚（トルコ）

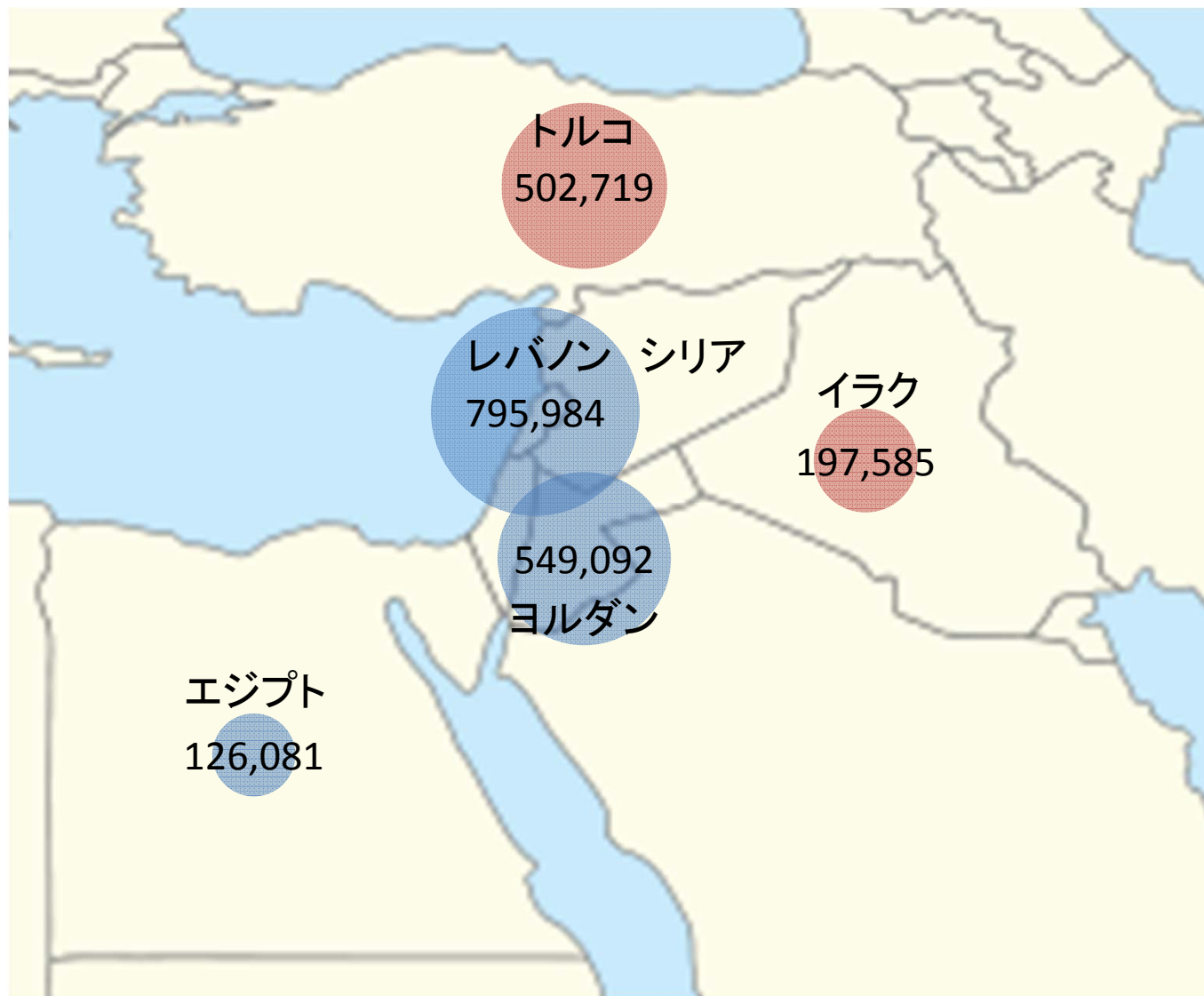
### 3. 今後の予定

- ・速やかに備蓄倉庫（ドバイ）からイラク及びトルコに向けて空輸（民間業者）
- ・引渡し地 イラク：エルビル国際空港 トルコ：アダナ国際空港

#### **<参考>国際平和協力法に基づく物資協力**

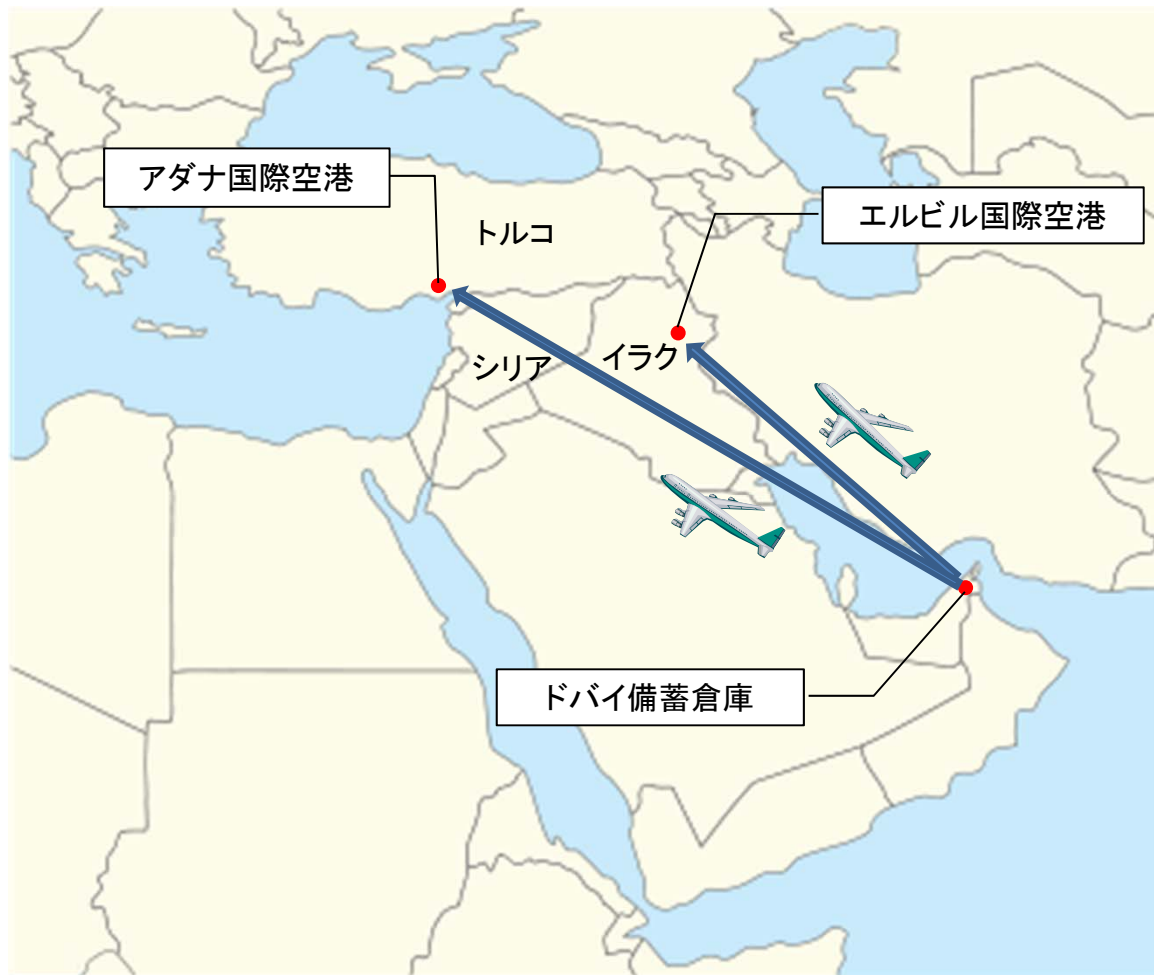
- ・国連等の国際機関が実施する①国連PKO、②人道的な国際救援活動（紛争起因）、③国際的な選挙監視活動を支援するため、国際機関からの要請に基づき、閣議決定を経て、物資を無償（又は市場価格より安価で）譲渡。
- ・これまでに、24回を実施（国連PKO：8回、人道救援：16回）


## 周辺国におけるシリア難民の状況



※数字は平成25年10月23日現在、UNHCR発表のデータに基づき作成

# 救援物資の概要及び輸送ルート



		救援物資	
イラク	テント	800張	
	給水容器	10,000個	
トルコ	毛布	10,000枚	
	スリーピング グマット	10,000枚	